1 目的

法制審議会による諮問第103号に対する答申においては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、①特別遵守事項の類型に更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって、特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの(法務大臣が定める基準に適合するものに限る。)を受けることを加えるものとすること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者について、満期釈放後直ちに必要な更生緊急保護の措置を受けられるようにするための手続を整備するともに、保護観察所の長が、満期釈放者等への援助や関係機関等に対する専門的知識に基づく助言等を行うことができるようにするものとすること、③刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付された者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとすること等について、法整備その他の措置を講ずるべきとされている。

そこで、上記答申を踏まえ、今後法整備等がなされた後の実務の制度設計及び運用の在り方について具体的な検討を行うため、外部の専門家を招へいし、①保護観察処遇における関係機関の専門的プログラム等の活用の在り方、②刑執行終了者等に対する援助の在り方及び③再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方に関して意見を聴取することを目的として本検討会を設置する。

2 主催

法務省保護局

3 場所

法務省内会議室(予定)

4 日程

令和3年12月から令和4年3月にかけて4回(各回所要3時間程度)

5 出席者

(1) 構成員(敬称略,五十音順)

稲葉 保(全国更生保護法人連盟事務局長)

嶋田 洋徳(早稲田大学人間科学学術院教授)

田島佳代子 (東北地方更生保護委員会事務局長)

宮永 耕(東海大学スチューデントアチーブメントセンター准教授,

横浜マック理事長)

森久 智江(立命館大学法学部教授)

(2) その他

議題に応じて,関係機関等の実情又は意見等を聴取するため,構成員以外の関係者 を招へいする。